

秋田県告示第 3 3 7 号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第 1 項の規定により、次のとおり建設業の許可を取り消したので、同法第29条の 5 第 1 項の規定に基づき、公告する。

平成30年 6 月26日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

- 1 処分をした年月日
平成30年 6 月11日
- 2 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号
株式会社三共サービス
にかほ市平沢字出ヶ沢 1 番地の 1
代表取締役 朝 川 郁 子
秋田県知事許可（般－28）第50099号
- 3 処分の内容
土木工事業、左官工事業及びとび・土工工事業に係る一般建設業許可の取消し
- 4 処分の原因となった事実
平成30年 6 月11日付けで土木工事業、左官工事業及びとび・土工工事業に係る廃業等の届出があった。
このことが建設業法第29条第 1 項第 4 号に該当する。